

令和7年6月2日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

9 番	小久保 照 枝	11番	佐 藤 仁 志
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	飯 田 宏 基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
監 査 委 員 長	水 谷 繁 樹	総 務 課 長	横 江 兼 光
財 政 課 長	村 田 健太郎	人事秘書課長	神 野 忠 昭
企画政策課長	佐 藤 文 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 英 樹
市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子	環 境 課 長	梅 田 英 明
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	伊 藤 信 哉
保険年金課長	中 野 修	健康推進課長	木 村 仁 美
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦
児 童 課 長	伊 藤 一 幸	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之

産業振興課長	上 田 忠 次	土 木 課 長	西 尾 一 泰
都市整備課長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
会計管理者兼 会 計 課 長	田 口 邦 郎	学校教育課長	飯 塚 義 子
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶 浦 智 也	歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	田 畑 由美子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	浅 野 克 教
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 5 同意第 1 号	公平委員会委員の選任について
日程第 6 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 7 諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 8 諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 9 議案第28号	弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第29号	弥富市税条例の一部改正について
日程第11 議案第30号	弥富市立保育所条例の一部改正について
日程第12 議案第31号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13 議案第32号	令和 7 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第14 議案第33号	令和 7 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより令和7年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。
これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と佐藤仁志議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りをします。
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月27日までの26日間としたいと思いますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日より6月27日までの26日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。
市長より令和6年度一般会計予算の繰越しに関する書類、また監査委員より、地方自治法の規定により例月出納検査の結果、定期監査の結果及び随時監査の結果がそれぞれ提出をされ、その写しを各位のお手元に配付をしてありますので、よろしく願いをいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、報告第2号を議題といたします。
地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告につきましては、各位のお手元に配付をしてありますので、文書をもって報告に代えさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任について

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、同意第1号から日程第8、諮問第3号まで、以上4件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

令和7年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意1件、諮問3件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号公平委員会委員の選任につきましては、伊藤種雄氏が令和7年6月30日任期満了のため、その後任者として山田朝子氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、児玉日佐美氏が令和7年9月30日任期満了のため、その後任者として児玉日佐美氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、堀田栄隆氏が令和7年9月30日任期満了のため、その後任者として堀田栄隆氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、横井貞光氏が令和7年9月30日任期満了のため、その後任者として横井貞光氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま、議題となっております同意第1号から諮問第3号まで、以上4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号から諮問第3号まで、以上4件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任することに決しました。

次に、諮問第2号は原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案のとおり適任することに決しました。

次に、諮問第3号は原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案のとおり適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第28号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第29号 弥富市税条例の一部改正について

日程第11 議案第30号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第12 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第13 議案第32号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第33号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第9、議案第28号から日程第14、議案第33号まで、以上6件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第28号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号弥富市立保育所条例の一部改正につきましては、弥富市立弥生保育所を民営化するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、生活保護システムを改修するための費用や愛知県のラーケーション推進事業に伴う費用等を計上するものであります。

次に、議案第33号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事務処理システムを改修するための関係費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

初めに、総務部よりお願いします。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務部所管の議案について御説明いたします。

議案第28号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 部分休業制度について、現行制度の1日2時間以内のほかに、1年につき77時間30分を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにすることとした。

2. 仕事と育児との両立に資する制度について、対象となる職員への意向確認等の措置を講じることとした。

３．その他必要な規定の整備を行うこととした。

４．この条例は、令和７年１０月１日から施行することとした。ただし、２の一部については、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第29号弥富市税条例の一部改正について、１枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

１．所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族のうち、前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下である者を有する所得割の納税義務者について、特定親族特別控除を追加することとした。

２．原動機付自転車のうち、２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を、年額2,000円とすることとした。

３．加熱式たばこについて、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方法で課税することとした。

４．その他必要な規定の整備を行うこととした。

５．この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、令和８年１月１日、同年４月１日、地方税法等の一部を改正する法律附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日、または公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行することとした。

総務部所管は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明いたします。

議案第30号弥富市立保育所条例の一部改正について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．弥富市立弥生保育所を民営化するため、同保育所を廃止することとした。

２．この条例は、令和10年４月１日から施行することとした。

続きまして、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24万円」から「26万円」にそれぞれ引き上げることとした。

２．低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「29万5,000円」から「30万5,000

円」に、２割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」にそれぞれ引き上げることとした。

３．この条例は、公布の日から施行することとした。

健康福祉部所管の説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 続きまして、議案第32号令和７年度弥富市一般会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれ914万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億5,345万4,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、県支出金の教育費委託金389万2,000円、財政調整基金繰入金403万3,000円、土木債3,410万円を増額計上する一方、土木費国庫補助金3,795万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、生活保護事業の生活保護システム改修委託料323万4,000円、教育費におきまして、事務局事務事業の会計年度任用職員報酬389万2,000円を増額するものであります。

続きまして、議案第33号令和７年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ130万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,950万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容といたしましては、一般会計繰入金130万9,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、一般管理事務事業の介護保険事務処理システム改修委託料130万9,000円を増額するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りいたします。

本案６件は、継続議会で審議をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案６件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時16分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 佐 藤 仁 志

